

令和3年度

第4回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目次]

件名	ページ
議案第1号 令和5年度古河市公共交通事業再編について	1
議案第1号関係参考資料1	別冊
議案第1号関係参考資料2	3
議案第1号関係参考資料3	5
議案第2号 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 (生活交通確保維持改善計画に基づく事業)(案)について	7
古河市公共交通活性化会議設置要綱	12
古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	15
令和3年度 第4回古河市公共交通活性化会議委員名簿	18

1 事業再編の概要

コロナ禍により公共交通の利用者は大きく減少したが、利用傾向やニーズ等をさらに分析し、さらには、これまで着手できなかった点について補完できるよう事業を再編することで利便性を向上させ、目標達成年度には利用者数をコロナ禍前の状態にすることを目的とする。

2 循環バス「ぐるりん号」事業再編

1-1 基本方針

以下、6項目を再編の基本方針とし、令和5年4月から運行を開始する。

- 1 運行エリアをコンパクトに設定する。
- 2 交通結節点を活用し、乗り換え可能なダイヤを設定する。
- 3 バスが安全に走行できるルートを設定する。
- 4 コースやルート再編による不便を最小限に抑える。
- 5 学生等、常時利用者を確保する。
- 6 利用傾向を把握し、効率的な運行に努める。

1-2 再編の概要

・運行エリア及びコースの再編

現コースの分割等見直しを図り、新たに1コースを開設し、全7コースでのコンパクト且つ効率的な運行を開始する。なお、このエリア再編に伴い、コース間の運賃格差是正等も順次行う。

・モバイルチケットの導入

比較的低コストでの導入と運用が可能のため、実証実験として導入し、利便性を向上させ、常時利用者を多く確保する。

・デジタルサイネージ広告収入、ネーミングライツ

車外にはネーミングライツの募集、また車内にはディスプレイ広告により運賃以外の収入を得て、持続可能な公共交通の一助とする。

・ゼロカーボンシティへの取り組み

老朽化した小型バス2台を環境に配慮したEVバスに更新する。なお、EVバスは車両に加え充電設備も必要となるため、これまでの実績を勘案し、現受託事業者2社との協定により、受託者営業所敷地内に充電設備を設置する。

・バスラッピングの更新

今後、更新する車両については、「華のある都市（まち）古河」にふさわしいカラーを配色するとともに、これまで古河市で使用されているキャラクター等を配置し、市のイメージとして根付かせていく。

3 デマンド交通「愛・あい号」事業再編

3-1 全域運行

古河地区の交通空白地域解消及び高齢化への対応のため、令和5年度4月からデマンド交通を古河市全域で運行する。なお、デマンド交通についても循環バス同様、効率的な運行と適正な受益者負担の設定を順次行い、持続可能な公共交通の運営に努めていく。

3-2 運行車両台数

古河地区のバス系統本数、現在の乗車便数割合及び乗車人数割合等を総合的に勘案し、2台を追加した計10台での運行とする。

3-3 運行方式

現在の運行方式である、「時間便制あり」「目的地限定なし」を踏襲する。また、これまでの利用傾向を勘案し、利用者数が少ない時間帯においては台数を減らす等調整を行う。なお、デマンド交通から路線バスや「ぐるりん号」への乗継制度は継続して行う。

ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定書

古河市公共交通活性化会議（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、「ゼロカーボンシティ宣言」（2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする関東甲地域の団体等による共同表明のことをいう。以下同じ。）の実現に関して、相互協力及び連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙及び丙による緊密な相互連携と、双方の資産を有効に活用した協働による取組を推進することにより、市民及び公共交通利用者の地球温暖化の防止に対する意識醸成を図り、ゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 古河市の公共交通におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進
- (2) 古河市循環バス事業について、電気を動力としたバスの実証運行
- (3) 前号について、必要な施設の整備
- (4) その他ゼロカーボンシティの推進

（協議及び取組）

第3条 甲及び乙及び丙は、前条各号に定める連携事項を推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 具体的取組の内容、実施方法、甲乙丙の役割、経費負担等は甲乙丙合意の上、取組ごとに決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙及び丙は、法令の定めがある場合を除き、本協定の履行に伴い知りえた他の協定当事者の秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その他一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定の見直し）

第5条 甲乙丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより、本協定の内容を変更することができる。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から6年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙又は丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定について定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 古河市下大野2248
古河市公共交通活性化会議
会長 針 谷 力

乙 ○○○○
□□□□
△△△△

丙 ○○○○
□□□□
△△△△

議案第1号関係参考資料3

ラッピングイメージ

キャラクター作画：古河市出身アニメーター 浅野恭司 氏

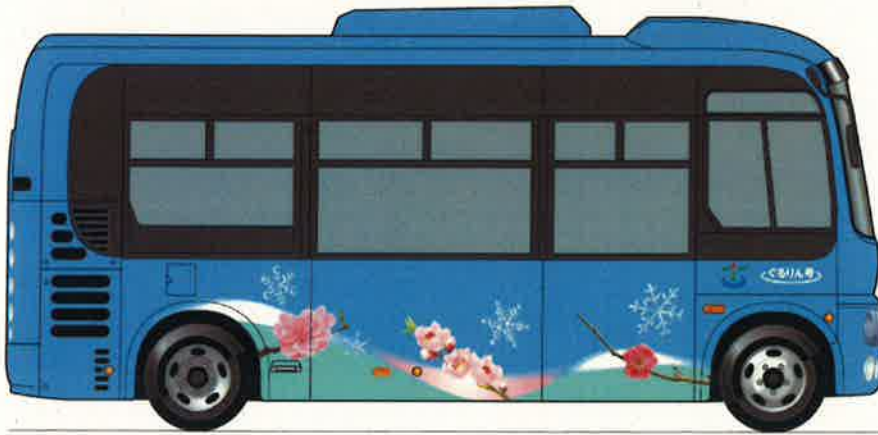
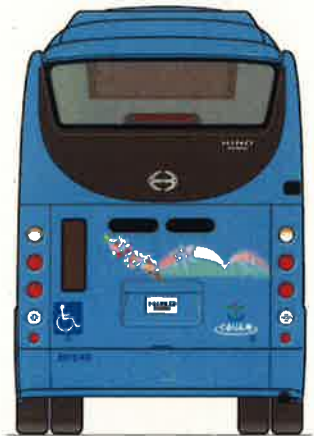
桃香（9歳／著作権は古河市文化協会）



万寿王丸



※参考 現行ラッピング



令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和4年1月24日

協議会名: 古河市公共交通活性化会議

評価対象事業名: 地域内ファイダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・総和中央交通株式会社 ・三和交通有限公司 ・諸川タクシー有限公司 	<p>総和地区、三和地区</p>	<p>昨年からの引き続き、高齢者運転免許証自主返納等支援事業を促進した。自動車運転免許証自主返納者に対して、コミュニケーションバスやデマンド交通のチケットを交付し、公共交通利用者への転換、新規登録者及び市管轄の警察署の協力を得て、免許証返納者に対して当該事業のチラシを配布し、周知を図った。</p>	<p>B</p> <p>イベント開催等においての活用促進活動の実施については、新型コロナウイルスの影響により、各イベントが中止となったため実施できなかった。</p>	<p>C</p> <p>1日当たりの平均利用者数目標値123.8人に対して利用者数92.4人/日であった。緊急事態宣言等の対象期間中の利用者数は大幅に減少しており、令和元年度対比で24%減であったが公共交通サービスの格差の解消と交通不便地域での市民の交通手段の確保を維持し、土曜運行開始による利便性向上を図ることではできなかった。</p>	<p>・土曜日の運行開始については、利用者の目的地の半数以上が土曜診療も行っている医療機関であり、利用者のニーズと合致し一定の効果が期待されている。今後も土曜運行を含めて、ノベルティの配布やホームページ等での周知を継続し、新規登録者や利用者の確保に繋げていく。</p> <p>・持続可能な公共交通ネットワークを構築していくために、自動車運転免許証を返納した高齢者の公共交通利用への転換を促進するため、乗車券を求めやすくするため、取扱販売店の拡充を進める。上記二点を中心に利用者増加をねらう。</p>

<p>地方運輸局等における二次評価結果(関東運輸局)</p>	<p>(協議会による一次評価の際は記入不要)</p>
--------------------------------	----------------------------

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和4年1月24日

協議会名:	古河市公共交通活性化会議
評価対象事業名:	地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	合併による公共交通サービスの格差や広範囲に広がる交通不便地域の解消を図るため、低料金で安全・安心なデマンド交通を運行することにより、交通不便地域で自動車を運転できない市民の移動手段を確保する。

令和3年度 古河市地域公共交通会議 (茨城県古河市) (地域内ライダーシステム確保維持事業)

地域の公共交通等の現況

古河市は、平成17年9月12日に、旧古河市、総和町、三和町が合併し新古河市として誕生した。市内の公共交通機関は、JR宇都宮線古河駅を中心に民間路線バス事業者3社が運行しているが、路線バス利用者は年々減少し、運行本数の減少や運行区域の短縮が進んだため、現在では幹線道路沿いに路線を残すだけとなっている。一方、市が実施する公共交通サービスについては、古河地区には合併以前から継続して運行する循環バスがあるが、総和地区及び三和地区には市が実施する公共交通サービスがなく、その対応が課題だった。

この様な背景から、総和地区及び三和地区への対応を検討した結果、総和地区および三和地区は可住地面積が広く点在していることや、交通空白区域が広いことからデマンド交通形式が地域の特性にあってしていると判断し、市民の日常生活を支える「地域の足」を確保することを目的に、平成20年7月からデマンド交通(乗合タクシー)の運行を開始した。

交通計画の基本方針/地域公共交通に関する施策・取組の概要

- 「安全かつ持続可能な交通環境により、魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる」を基本理念とし、以下4つの計画目標を設定している。
- ・広域及び市内の拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成
 - ・市民ニーズに対応した公共交通の構築
 - ・利用しやすい公共交通サービスの提供
 - ・公共交通への市民の理解や関心を高める取り組みの推進

交通施策として実施した事業の全体像の概要

利用者のニーズに応えるために、令和3年4月1日から、デマンド交通「愛・あい号」の土曜日運行を開始した。また、サイクル&バスライド用駐輪場を諸川バス停(茨城急行)に設置できるように整備を進め(令和3年10月11日設置)、バス停から遠いエリアの自転車でのアkses向上及びバス利用需要の拡大を図った。

補助対象事業の概要

地域間交通を確保・維持する取組みとして、市内総和地区や三和地区および古河赤十字病院(古河地区)、茨城西南医療センター病院(境町)において地域間幹線系統に接続させる形で事前予約型・区域運行の乗合タクシーを平成20年7月から本格運行として実施している。

【デマンド交通「愛・あい号」】

事業者名: 総和中央交通(株)、諸川タクシー(有)、三和交通(有)
 運行区域: 総和地区、三和地区内及び古河赤十字病院(古河地区)、茨城西南医療センター病院(境町)
 運行日: 月曜～土曜(祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日は休運)
 運行時間帯: 平日8時～17時まで、土曜8時～15時まで
 運行本数: 9便/日 運行車両: 8台
 運賃: 1回(片道)利用ごとに 大人300円、子ども100円、未就学児無料
 ※茨城西南医療センター病院利用 大人500円(子ども100円) ※支払いはいちケット制



面積	123.58km ²
人口 (R3.4.1時点)	141,986人
15歳未満	16,498人
65歳以上	40,489人
高齢化率	28.52%
世帯数	62,751世帯

交通計画の策定年月日

平成31年3月8日

協議会開催状況

(令和3事業年度に係るもの)

・第3回(2年10月:書面)

デマンド交通事業の運行日数拡大について

・第4回(3年1月:書面)

事業評価について

・第1回(3年6月:書面)

地域内ライダーシステム確保維持計画について

・第2回(3年8月:書面)

網形成計画の評価について

前回の事業評価結果の反映状況

昨年から引き続き、高齢者運転免許証自主返納等支援事業を促進した。自動車運転免許証自主返納者に対して、コミュニティバスやデマンド交通の手ケットを交付し、公共交通利用者への転換・新規登録者及び利用者の増加を図った。また、市管轄の警察署の協力を得て、免許証返納者に対して当該事業のチラシを配布し周知を図った。

定量的な目標・効果

【評価指標・目標値】

・1日当たりの利用者数を123.8人以上とする。

【当該指標・目標値を設定した理由】

・令和元年度の実績1日あたり利用者数122.6人からの1%増を目標とし、利用者数123.8人と設定した。なお、平成31年3月に策定した交通計画(網形成計画)では、デマンド交通の1台1日利用者数15人以上を令和5年時点での目標値としている。

【効果】

- ・合併による公共交通サービスの格差、広範囲の交通不便地域の解消を図る。
- ・低料金で安全・安心なデマンド交通を運行することにより、交通不便地域で自動車を運転できない市民の移動手段を確保する。

目標達成状況・事業によって得られた効果

【指標】

実績 利用者数：22,268人 1日当たりの利用者数：92.4人
※土曜運行分を除く(目標設定時において土曜運行分は含んでいなかったため)

【目標を達成できなかった要因(分析)】

新型コロナウイルス感染症の影響が大きい。特に、緊急事態宣言等対象期間においての利用者数の減少が顕著である。

【効果】

緊急事態宣言等の対象期間中において、利用者数が大きく減少したが(令和元年度対比24%減)、感染対策をとりながら、公共交通サービスの格差の解消と交通不便地域での市民の交通手段の確保維持し、土曜運行開始等によって利便性向上を図ることはできた。

アピールポイント

○デマンド交通「愛・あい号」乗継制度
デマンド交通「愛・あい号」利用者の古河地区方面への移動要望に応えるため、平成22年4月から路線バスへの乗継券を発行している。この乗継券は、指定の乗継場所(「愛・あい号」から民間バスや循環バス(ぐるりん号)に乗り継ぎ、古河地区方面へ移動する場合に片道100円で路線バスが利用できる。令和2年4月からは、ぐるりん号のコース開設に伴い乗継場所を1カ所追加した。

今後の改善点

○土曜日の運行開始については、利用者の目的地の半数以上が土曜診療もしている医療機関であり、利用者のニーズと合致し一定の効果が出ている。今後も土曜運行を含めて、ノベルティの配布や市ホームページ等での周知を継続し、新規登録者や利用者の確保に繋げていく。

○持続可能な公共交通ネットワークを構築していくために、自動車運転免許証を返納した高齢者の公共交通利用への転換を促進する。また、乗継券を求めやすくするために、取扱販売店の拡充を進め、利用者の利便性向上を図る。

古河市公共交通体系図

古河地区

コミュニティバス
運行エリア

総和地区

デマンド運行エリア

三和地区

デマンド運行エリア

友愛記念病院(乗継場所)

総和庁舎(乗継場所)

三和庁舎(乗継場所)

※R2.4月追加

古河赤十字病院
(古河地区)

茨城西南医療
センター病院
(境町)

栗橋駅

- 循環バスぐるりん号
- 茨城急行バス
- JRバス関東
- 朝日バス

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則 (平成22年告示第113号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第152号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第100号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第229号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員(以下「現委員」という。)は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものと

する。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表(第4条第1項関係)

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和3年度 第4回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議 長	鈴 木 隆	
4	古河市行政自治会	副会長	蜂 須 誠 司	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	佐 藤 弘	
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	峰 英 雄	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局交通政策部	交通企画課長	板 垣 友圭梨	
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	(企画調整)
11	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	(輸送)
12	茨城県政策企画部	交通政策課長	中 村 浩	
13	茨城県境工事事務所	道路管理課長	東ヶ崎 祐 二	
14	古河警察署	交通課長	高 橋 淳 也	
15	茨城県バス協会	専務理事	川 上 敬 一	
16	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
17	ジェイアールバス関東(株)佐野支店古河営業所	所 長	益 子 公 広	
18	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	信 清 智 之	
19	古河ハイヤー運営協議会	会 長	日 暮 光 吉	
20	朝日自動車株式会社	運輸部課長	田 沼 健 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所市民部	部 長	大 山 昌 利	
2	古河市役所市民部交通防犯課	課 長	関 勝 弘	
3	古河市役所市民部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所市民部交通防犯課	主 幹	落 合 友 哉	